

**国際ソーシャルワークジャーナル投稿規定ほか
(2024年6月22日)**

1. 名称

- ・国際ソーシャルワークジャーナル
(International Social Work Journal)

2. ISSN 取得の手続き

- ・ISSN の取得 (国際標準逐次刊行物番号 : International Standard Serial Number)
- ・国立国会図書館 ISSN 日本センター

<https://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html>

- ・登録申請書を書いて提出 (ウェブ) ⇒仮登録済 (2024年4月)
⇒出版物を納品 (オンラインは公開通知) ⇒正式登録 (2025年3月予定)

3. 枠組み

目次

- 特集 ○○○○○ /特別企画報告 (シンポジウム)
- 論文 (寄稿論文、投稿論文)
- 調査報告
- 実践報告
- 国際ソーシャルワークの動向 (IFSW/IASSW、研究・教育等、海外の SW 紹介)
- AISW の今年度の活動報告
- 図書紹介 (文献紹介)
- *投稿規定、倫理規定、執筆要綱

4. ジャーナル規定

- (1) 編集規定
- (2) 投稿規定
- (3) 執筆要領

<参考>

- *NPO 法人日本地域福祉研究所の「コミュニティソーシャルワーク」
- *日本ソーシャルワーク学会
- *日本社会福祉士会
- *日本女子大学学内学会

(1) 編集規定

第1条 (名称)

本誌は、一般社団法人国際ソーシャルワーク協会の研究誌『国際ソーシャルワークジャーナル』

(International Social Work Journal) と称する。

第2条 (目的)

本誌は、原則として本会会員の国際ソーシャルワーク研究の発表にあてる。

第3条 (発行)

本誌は、一般社団法人国際ソーシャルワーク協会ホームページ上に電子ジャーナルとして刊行し、ホームページへの掲載は随時行う。

第4条 (内容)

本誌は、投稿原稿と依頼原稿および本会に関係する記事より構成される。ここで、投稿原稿とは、会員が自発的に執筆した原稿を、依頼原稿とは、本会の編集委員会の依頼により執筆された原稿をいう。本誌には、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、国際ソーシャルワークの動向、本会の活動報告、図書紹介、その他の原稿を掲載することができる。

第5条 (投稿)

投稿原稿の著者は、連名著者も含めて、会員資格を得ていなければならない。原稿の投稿については、別に定める投稿規程にしたがう。

第6条 (編集)

本会に編集委員会を設け研究誌の編集・刊行にあたる。

第7条 (著作権)

本誌に掲載された著作物の著作権（複製権および公衆送信権）は一般社団法人国際ソーシャルワーク協会に帰属する。著作者本人が当該著作物を利用する場合、利用された著作物等に本誌にかかる出典を明記することとする。

第8条 (規程の変更)

この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規定は、2024年6月1日より施行する。

(2) 投稿規定

1. (資格) 本誌への投稿は本会の会員に限る。連名著者も会員であることを要する。
2. (原稿の発表状況) 原稿は未発表・未投稿のものに限る。ただし、学会等で口頭発表したものについては、その限りではない。また、他の学会誌等との二重投稿は認められない。
3. (原稿の種別) 本誌の原稿の種別は、①論文、②調査報告、③実践報告とし、本会会員による自由投稿とする。
4. (原稿の提出) 投稿原稿は、「執筆要領」に従い和文もしくは英文で記し、和文および英文の抄録を 含

めて PDF ファイルにして 提出する。

5. (原稿の掲載料) 掲載料は原則として無料とする。
6. (掲載の決定) 原稿の採否および加除訂正の要求、掲載順序の指定、校正(初校は著者)等は、編集委員会が行い著者に連絡する。なお、投稿原稿が必要な形式要件を満たしていない、あるいは記載事項に不備がある場合には、編集委員会の判断により「受付不可」とする場合がある。
7. (審査) 投稿論文の掲載の可否は、編集委員会もしくは編集委員会が依頼した査読者の審査に基づき、編集委員会が決定する。審査は以下の視点等から行われる。
 - ① 提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実や法則の新規・独創性がある。
 - ② 得られた結果の学術的および技術的な新規性・有用性がある。
 - ③ 論旨、論拠の妥当性・明快性、方法とその結果の信頼性・再現性がある。
 - ④ 研究展望、研究の位置づけが適切である。
 - ⑤ 調査等にあって倫理上の問題はクリアしている。
8. (原稿の締切日) 投稿の締切期日を毎年、11月末とする。編集委員会からの依頼原稿による一般原稿の投稿締切は、編集委員会の通知によるものとする。
9. (原稿の送付) 原稿は PDF ファイルにし、「研究誌原稿」とタイトルに記し、本会の事務局宛にメール添付で送付する。
- 10 (規定の変更) この規定を変更する場合は、本会の理事会の議決を経なければならない。

(3) 執筆要領

1. 投稿原稿は、原則としてパソコンで作成し、縦置き A4 版用紙に横書きで 40 字×40 行×12.5 枚(20000 字)以内とする。図表は 1 頁全体を使用するものは 1600 字換算とし、その他は 1 点につき 600 字換算とし、本文、図表、注、文献を含めて規定内に収める。英語の投稿も認める。英語の字数は 7500 語とする。English manuscript is acceptable with 7500 words including references.
2. 投稿にあたっては、①表紙、②本文、③和文抄録、④英文抄録、をそれぞれ別の PDF ファイルにして電子メールに添付して本会の事務局あてに送付する。
 - (1) 表紙には、①タイトル、②原稿の種類(a.論文、b.調査報告、c.実践報告のいずれかを選択)③氏名(連名の場合は全員ローマ字併記)、④所属、⑤連絡先(住所および電子メールアドレス)、⑥会員番号(連名の場合は全員)を記入する。
 - (2) 本文はタイトルのみ記載し、所属や氏名を記載しない。
 - (3) 和文抄録(400 字以内)には、論文タイトル、キーワード(5 語以内)、氏名、所属を記載する。
 - (4) 英文抄録(200 語以内)には、論文タイトル、英語キーワード(5 語以内)、氏名、所属を記載する。

3. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や引用の記述形式は、日本社会福祉学会・機関誌『社会福祉学』執筆要領〔引用法〕および Japanese Journal of Social Welfare: Instructions to Authors を参照のこと。英語の投稿については、英語のソーシャルワークジャーナルの例を参照のこと。
4. 投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文内に明記すること。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意を払うこと。
5. 投稿原稿の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際には、本人のものであっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。
6. 査読による修正の要請については、原稿の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

< 投稿先 >

一般社団法人 国際ソーシャルワーク協会 事務局
contact@aisw2023.org